

保存版

インフルエンザの登校許可届について

インフルエンザは、学校保健安全法によって「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで」登校しないよう定められています。

この場合、欠席期間は、出席停止扱い（欠席日数に入れない）になります。

お子さんがインフルエンザと診断されました時は、下の「登校許可報告書」を回復後の登校時に必ずご提出下さい。

キリトリセン

登校許可報告書

平成 年 月 日

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

インフルエンザのため 年 月 日 ~ 月 日まで
欠席していましたが、医師の登校許可がありましたので、本日から登校させます。

受診した病院名 : _____

病院の電話番号 : _____